

令和6年度就労移行支援技術向上研修業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、就労移行支援事業所等（以下「事業所等」という。）を対象とした研修等を実施し、支援技術の向上を図ることで、事業所等から民間企業等への一般就労の移行を促進することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 基礎研修

ア 開催時期・回数及び時間

令和6年12月～令和7年2月頃 1回 3～6時間程度

イ 対象者

原則、県内の就労移行支援事業所職員とする。

その他の参加希望者については、委託者と受託者との協議によって決定する。

ウ 開催方法

Webでの動画研修とする。受講期間は、12月～2月とする。

エ 実施内容

就労移行支援事業の概要や障害特性や関係機関の業務内容、優良事例の紹介等、就労移行支援事業の基礎的な知識について学ぶことができる内容であること。

オ 費用

参加費は無料とする。

なお、動画研修の視聴に係る費用は、研修に参加する事業者の負担とする。

カ その他

- ・ 県内の全就労移行支援事業所へ案内し、参加を促すこと。8割以上の事業所の受講を目指し、定期的に未受講の事業所への働きかけを行うこと。
- ・ 指定障害福祉サービスの報酬における「就労支援関係研修修了加算」の対象に該当しない研修であることを、チラシ等により事前に周知すること。
- ・ 研修後、参加者を対象にアンケートを実施し、速やかに結果及び分析内容を提出すること。（アンケート内容は、委託者と協議のうえ決定するものとする。）

(2) 実践研修

ア 開催時期・回数及び時間

令和6年12月～令和7年2月頃 1回 3～6時間程度

イ 対象者

原則、(1)基礎研修に参加した者とする。

その他の参加希望者については、委託者と受託者との協議によって決定する。

ウ 開催方法

Webでの動画研修とする。受講期間は、12月～2月とする。

※(1)の基礎研修を受講し、アンケートを提出後に受講するものとする。

エ 実施内容

アセスメント方法や企業開拓、定着支援等、就労移行支援事業の実践的な支援技術について学ぶことができる内容であること。

オ 費用

参加費は無料とする。

なお、(1)と同様に動画研修の視聴に係る費用は、研修に参加する事業者の負担とする。

カ その他

- ・ 県内の全就労移行支援事業所へ案内し、参加を促すこと。8割以上の事業所の受講を目指し、定期的に未受講の事業所への働きかけを行うこと。
- ・ 指定障害福祉サービスの報酬における「就労支援関係研修修了加算」の対象に該当しない研修であることをチラシ等により事前に周知すること。
- ・ 研修後、参加者を対象にアンケートを実施し、速やかに結果及び分析内容を提出すること。
(アンケート内容は、委託者と協議のうえ決定するものとする。)

(3) 個別面談

ア 開催時期・回数及び時間

令和6年12月～令和7年2月頃 各申込みにつき1回 1.5時間程度

イ 対象者

原則、(1)基礎研修及び(2)実践研修の両方を受講した者(事業者)を対象とする。
その他の参加希望者については、委託者と受託者との協議によって決定する。

ウ 実施方法・実施規模

- ・ 対面での実施またはオンラインでの実施とする。
- ・ 申込みのあった対象者のうち、10件程度の実施とする。
- ・ 想定を大きく超える申込みがあった場合、対象者については委託者と受託者との協議によって決定する。
- ・ なお、申込件数が10件に満たない場合は、アンケートの回答結果をもとに、必要と思われる事業所への働きかけを行うこと。

エ 実施内容

就労移行支援事業所等が個別に抱える課題や研修に参加した際の質問事項等について、面談を行い、適切な助言等を行うこと。

オ 費用

費用は無料とする。

なお、オンラインでの実施に係る費用は、参加する事業者の負担とする。

カ その他

面談終了後、参加者を対象にアンケートを実施し、速やかに結果及び分析内容を提出すること。(アンケート内容は、委託者と協議のうえ決定するものとする。)

(4) 成果報告会

ア 開催時期・回数及び時間

令和7年3月頃 1回 3時間程度

イ 対象者

原則、(1) 基礎研修及び(2) 実践研修の両方またはいずれかを受講した者(事業者)を対象とする。

その他の参加希望者については、委託者と受託者との協議によって決定する。

ウ 実施方法・実施規模

屋内会場を使用しての開催またはオンラインでのWeb開催とする。

開催規模については、50人程度が参加可能な規模とする。

エ 実施内容

(1) 基礎研修、(2) 実践研修の両方またはいずれかを受講した事業所等の事業成果を報告するための場とし、報告者へのフィードバックを行うとともに、その他の参加者にとっても参考事例となるような内容であること。

オ 費用

費用は無料とする。

なお、オンラインでの参加に係る費用は、参加する事業者の負担とする。

カ その他

報告会后、参加者を対象にアンケートを実施し、すべての事業終了後、業務完了報告書と併せて結果を提出すること。(アンケート内容は、委託者と協議のうえ決定するものとする。)

(5) その他、研修等の実施に必要な業務

ア 講師との連絡調整、旅費及び謝金の支払いを行うこと。

イ 研修等の会場の調整またはオンライン環境の整備を行い、実施日当日の運営及び進行管理を行うこと。

ウ 必要に応じて、スタッフの配置等を行うこと。

エ (1)～(4)の実施にあたり、県内の全就労移行支援事業所への周知および受講依頼を行うこと。なお、受講希望者の取りまとめ等、研修運営と併せて一元的に行うこと。

オ 業務実施にあたり、委託者と受託者が十分に協議し、事故防止に努めること。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 成果物等

業務完了後、下記により実施状況等について報告書等を作成し、提出すること。

(1) 提出物

ア 業務完了報告書(研修等の実施結果や事業の収支決算等がわかるもの)

イ 2(1)～2(4)の業務に係るアンケート結果

ウ 次年度の研修に向けた提案

(2) 提出期限

令和7年3月31日

(3) 提出先

茨城県水戸市笠原町978番地6
茨城県福祉部障害福祉課

5 留意事項

- (1) 委託事業実施にあたっては、個人情報保護や関係法令の遵守に努め、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 受託者は本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合、速やかに県に報告すること。

6 その他

本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と受託者が協議して決定するものとする。